

災害対策等について

～ 福祉避難所の事前指定・災害時における活用の促進 ～

福祉避難所とは、要援護者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備した避難所であり、例えば、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができる。（一般の避難所の一室を利用して設置することも可。）
福祉避難所については、できる限り事前指定を図るとともに、災害時の活用をお願いしたい。

事前準備

都道府県

- 福祉避難所の普及啓発
 - ・ 市町村等に対する研修会等の実施
- 広域的な調整
 - ・ 福祉避難所に適した施設、人材の確保支援

等

連携

市町村

- 対象者の把握
 - ・ 要援護者避難支援プランの策定
- 福祉避難所の指定（協定等締結）
- 地域住民への周知
- 運営体制の事前整備
 - ・ 物資・器材、人材、移送手段の確保
 - ・ 社会福祉施設、医療機関等との連携
- 設置・運営訓練等の実施
 - ・ 運営マニュアルの作成等

等

設置

都道府県

- 運営体制の確保・調整
 - ・ 人材、物資の確保等に係る広域調整

等

委任

市町村

- 福祉避難所の開設
 - ・ 概ね対象者10人に1人の介助員等の配置
 - ・ ポータブルトイレ、情報伝達機器等の設置
 - ・ ストーマ用装具、その他消耗器材の購入

等

財政支援

災害救助法（国庫負担対象）

- 通常の避難所経費に上記の特別の配慮に要する経費を加算

